

全体協議会規程

平成 23 年 1 月 30 日制定
平成 28 年 2 月 20 日一部改正

(目的)

第 1 条 一般財団法人長野陸上競技協会（以下「この協会」と呼ぶ）全体協議会は、この協会の運営全般に
関しての、理事会とこの協会の加盟支部および協力団体との連絡、協議の場とする。この協会の業務
執行理事は、全体協議会においてこの協会の運営に関する説明義務を負い、協議員はそれに対し
て意見を述べることができる。

2 この協会の評議員会が、評議員、理事、監事を選任するにあたり、全体協議会はそれぞれの候補者名簿
を提出することが出来る。

(構成)

第 2 条 全体協議会は、次の協議員により構成する。また、この協会の理事および監事は、全体協議会の目
的のために必要な範囲で出席する。

(1) この協会の加盟支部より 1 名ずつ推薦された支部推薦協議員。ただし、登録審判員が 100 名以上の
加盟支部は 2 名の協議員を推薦できる。

(2) この協会を構成する地区陸上競技協会より 1 名ずつ推薦された地区推薦協議員。

(3) この協会の協力団体より 1 名ずつ推薦された協力団体推薦協議員。

(開催)

第 3 条 全体協議会は、毎年 6 月および 1 2 月の定例理事会開催日またはその前後 1 カ月以内に開催する。

(協議員の任期)

第 4 条 協議員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠として推薦された協議員の任期は、前任者の任期満了の時までとする。

(費用の弁償等)

第 5 条 協議員が全体協議会に出席することにより生ずる費用等は、すべて推薦した団体が負担するものと
する。

附 則

この規約は、この法人の設立登記の日から施行する。

この規程は、平成 28 年 2 月 20 日から施行する。(規約を規程に変更)

専門委員会・特別委員会規程

平成 24 年 12 月 1 日制定
平成 28 年 2 月 20 日一部改正
平成 29 年 2 月 4 日一部改正

(目的)

第 1 条 一般財団法人長野陸上競技協会（以下この協会）定款第 45 条（委員会）により専門委員会及び特別
委員会規程を定める。

(組織)

第 2 条 この協会に、総務、財務、法制、競技運営、施設用器具、普及強化、及び医事の専門委員会と栄章
審議特別委員会を置く。

(構成)

第 3 条 委員会は、委員長のほか、部長 4 名以内と委員長推薦の委員をもって構成する。

2 必要があるときは、副委員長をおくことができる。

3 栄章審議委員会委員には、各地区陸協推薦委員各一名ずつを含めるものとする。

4 法制委員会委員は、委員長推薦の若干名とする。

5 各専門委員会委員と特別委員会委員は、理事会の承認に基づき、会長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 専門委員の任期は 2 年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 委員会(部会)はそれぞれ委員会(部会)を開いてその会務を処理する。

2 委員会(部会)は委員長が招集し、議長は委員長(部長)がこれにあたる。

(総務委員会)

第6条 総務委員会に庶務部、女性部をおく。

2 総務委員会は次の各号に関する会務を処理する。

(1)登録に関する事項

(2)諸会議の準備、議事録の整備・保存

(3)会報及び要覧の発行

(4)各専門委員会間の調整

(5)表彰及び慶弔に関すること

(6)ホームページの作成、更新、管理

(7)その他各委員会に属さない事項

3 庶務部は前記各号のうち特に(1)(2)の事項について会務を処理する。

4 女性部は次の各号に関する会務を処理する。

(1)女性の競技力向上・新種目の普及強化

(2)女性の指導者、役員、及び審判員の資質向上、研修の場の提供

(3)女性と陸上競技に関する研究

(4)女子選手の強化プロジェクトの推進

(5)その他女性会員の健康面や地位向上にかかる事項

(財務委員会)

第7条 財務委員会に経理部をおく。

2 財務委員会は次の各号に関する会務を処理する。

(1)事業の遂行に必要な財源の確保、資金の調達に関する事項

(2)予算の編成及び、決算の調整に関する事項

(3)金銭の収受及び、支出に関する事項

(4)その他経理に関するあらゆる事項

3 経理部は前記各号のうち、特に(2)及び(3)の事項について会務を処理する

(法制委員会)

第8条 法制委員会は次の各号に関する会務を処理する。

(1)公益財団法人日本陸上競技連盟定款、同細則及び諸規定の改正に伴うこの協会の規約、規程等の改正案の立案

(2)理事会の議決に基づきこの協会の定款及び規程等の企画、立案に関する事項

(3)その他必要な事項

(競技運営委員会)

第9条 この協会が主催する競技会の開催に関する会務を処理する。

2 競技運営委員会に審判部、競技部、道路競技部、及び記録部をおく。

3 審判部は次の各号に関する会務を処理する。

(1)競技会の審判編成の立案

(2)審判規則の研究

(3)審判技術の指導、講習

(4)公認審判員の資格審査、申請及びこれに伴う事項

(5)公認審判員名簿の作成、保存

(6)公認審判員の審判員証、服装、バッジ、マーク等に関する事項

(7)写真判定に関する研究及び、技術の向上

(8)その他審判に関するあらゆる事項

4 競技部は次の各号に関する会務を処理する。

(1)道路競技を除く、主要競技会の日程編成及び、調整

(2)道路競技を除く、主要競技会の計画実施

(3)その他競技に関するあらゆる事項

5 道路競技部は次の各号に関する会務を処理する。

(1)道路競技に係る主要競技会の日程編成及び、調整

(2)道路競技に係る主要競技会の計画実施

(3)その他道路競技に関するあらゆる事項

- 6 記録部は次の各号に関する会務を処理する。
- (1) 競技会で使用するデータ類の準備と運営に関する事項
 - (2) 情報処理オペレータの育成に関する事項
 - (3) 記録データベースのメンテナンスに関する事項
 - (4) 陸上競技記録の審査・整理・保存に関する事項
 - (5) 公認記録の承認・公表・保存に関する事項
 - (6) 陸上競技ランキング表の作成・保存に関する事項
 - (7) その他記録に関する事項
- (施設用器具委員会)

第10条 施設用器具委員会は次の各号に関する会務を処理する。

- (1) 競技場、競走路、競歩路の調査及び、設置に関する事項
 - (2) 競技用具、器具の調査ならびに、これらに関する事項
 - (3) 前記2項に関する規程の作成
 - (4) 県内公認競技場の概略一覧表の作成、保存
 - (5) 公認競技場、競走路、競歩路の公認申請に関する事項
 - (6) その他施設用器具に関するあらゆる事項
- (普及強化委員会)

第11条 普及強化委員会に普及部、強化部、駅伝部、及びジュニア部を置く。

2 普及部は次の各号に関する会務を処理する。

- (1) 小学生の陸上競技普及事業に関する事項
- (2) 市町村におけるクラブ同好会の育成
- (3) 県民のための楽しい陸上競技教室の開設
- (4) 地域にかかわる陸上競技の指導及び、講習会等の普及事業
- (5) その他普及活動に関するあらゆる事項

3 強化部は次の各号に関する会務を処理する。

- (1) 選手の強化
- (2) 指導者の研修及び、技術向上に関する事項
- (3) 県派遣選手団の原案の作成
- (4) 陸上競技の技術向上の研究及び、応用
- (5) その他強化に関するあらゆる事項

4 駅伝部は次の各号に関する会務を処理する。

- (1) 駅伝競走及びクロスカンントリー選手の育成強化
- (2) 県派遣選手団の原案の作成

5 ジュニア部は次の会務を処理する。

- (1) 中学生の陸上競技普及と技術向上に関する事項
 - (2) 中学生の陸上競技の指導及び、講習会等の普及事業
 - (3) 県派遣選手団の原案の作成
- (医事委員会)

第12条 医事委員会に医事部とトレーナー部を置く。

2 医事部は医師、薬剤師、看護師、及び管理栄養士等の医療職により構成する。

3 トレーナー部はトレーナーにより構成する。

4 医事委員会は医事に関するあらゆる事項に関する会務を処理する。

(栄章審議特別委員会)

第13条 栄章審議特別委員会は、次の各号に関する会務を処理する。

- (1) この協会が贈与する栄章及び諸記録章の受章候補者の審議、及び理事会への報告
- (2) 公益財団法人日本陸上競技連盟、東海陸上競技協会及び、公益財団法人長野県体育協会が贈与する栄章へのこの協会からの推薦候補者の審議、及び理事会への報告

附 則

この規程は平成24年12月 1日から施行する。

この規程は平成28年 2月20日から施行する。(医事部の削除、医事委員会の追加)

この規程は平成29年 4月 1日から施行する。(女性部、道路競技部追加、情報システム委員会削除 他)